

平成27年度 佐世保市利用者負担金（保育料）【案】

平成27年1月15日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室発出 平成27年度予算編成における子ども・子育て新制度関連予算について

階層	階層区分	推定年収	1号認定者 (教育標準時間のみ)		2号認定者 (保育認定 満3歳以上児)		3号認定者 (保育認定 満3歳未満児)	
			国基準額	佐世保市 新保育料 (案)	国基準額	佐世保市 新保育料 (案)	国基準額	佐世保市 新保育料 (案)
1	A	生活保護世帯	-	0円	0円	0円	0円	0円
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等		0円	0円	0円	0円	0円
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	~260万円	9,100円 3,000円	3,200円 3,000円	6,000円	5,400円	9,000円 8,200円
4	B	所得割非課税世帯	~270万円	9,100円 3,000円	5,800円 3,000円	16,500円	9,600円	19,500円 12,400円
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等		15,100円	8,200円	15,500円	13,800円	18,500円 16,600円
6	C1	所得割課税額 48,600円以下	~330万円	16,100円	8,800円	16,500円	14,800円	19,500円 17,600円
7	C	所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円	11,800円	27,000円	19,600円	30,000円 22,200円
8	D1	所得割課税額 96,999円以下	~470万円	20,500円	14,600円	27,000円	24,400円	30,000円 27,000円
9	D2	所得割課税額 168,999円以下	~640万円	20,500円	18,200円	41,500円	30,200円	44,500円 33,600円
10	D3	所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円	20,500円	58,000円	36,800円	61,000円 40,000円
11	D4	所得割課税額 300,999円以下	~930万円	25,700円	22,600円	58,000円	37,800円	61,000円 44,000円
12	D5	所得割課税額 396,999円以下	~1,130万 円	25,700円	23,200円	77,000円	38,800円	80,000円 48,000円
13	D6	所得割課税額 397,000円以上	1,130万円 ~	25,700円	24,000円	101,000円	40,000円	104,000円 62,400円

※上記金額は第1子目の金額であり、2子目は1/2の金額、3子目は無料となります。
(1号は小学校3年生までの兄弟からカウント、2・3号は同時利用の兄弟からカウント)

※新制度においては、利用者負担金（保育料）の算定方法が所得税から市民税へ変更となるため、収入が前年度と変わらない場合であっても階層変更となることがあります。

※1号認定保育料には、給食（材料）費を含みません。2号認定保育料には、給食の副食（材料）費を含みます。
3号認定保育料には、給食（材料）費を含みます。

※利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。

※8月分までの保育料は、平成26年度の市民税額、9月分以降の保育料は平成27年度の市民税額により決定されます。

※この保育料のほかに、各施設・事業によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

※施設型給付及び地域型保育給付の対象とならない施設の保育料は、現行どおり各施設が定める保育料となります。